

平成30年4月2日

【照会先】

大分労働局職業安定部

職業安定部長 越橋健太郎

職業安定課長補佐 阿部 祐士

電話：097-535-2090

大分県商工労働部

雇用労働政策課長 中山 和充

雇用労働政策課長補佐 江藤 隆浩

電話：097-506-3341

大分県と大分労働局は、

「大分県雇用対策協定」を締結しました

大分県（広瀬勝貞知事）と大分労働局（小笠原清美局長）は、雇用対策法に基づく「大分県雇用対策協定」を締結し、雇用の分野で連携して取り組むことといたしました。

【大分県雇用対策協定の概要】

<目的>

大分県と大分労働局が密接に連携して、県内企業の魅力ある職場づくりと多様な人材の活躍を推進する施策を効果的かつ一体的に進めていく。

<内容>

○働き方改革の推進

○人手不足対策の推進

○障がい者の活躍促進 など

○具体的な取組については、大分県と大分労働局が共同で設置する運営協議会において、毎年度「事業計画」を定め、実施する。

<締結日>

平成30年3月28日（水）

なお、大分県雇用対策協定における「共通の課題と目標」、「雇用の分野で連携する主な施策」等については、別紙をご参照ください。



大分県雇用対策協定



大分県の雇用情勢は、直近の有効求人倍率が1.48倍と3か月連続で過去最高値を更新するなど着実に改善する一方、県内の幅広い業種で人手不足が深刻となっています。本県産業の維持・発展と県民誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できる社会の実現のためには、働き方改革の推進による魅力ある職場づくりと、多様な人材の活躍促進による産業人材の確保が求められています。

このため、大分県が行う雇用施策や産業施策と、国(大分労働局)が行う職業紹介、事業主支援その他の雇用に関する施策が、密接な連携の下、効果的かつ一体的に実施されるよう、両者で「雇用対策協定」を結ぶこととしました。



大分県

総合的な雇用対策の推進



国(大分労働局)
〈ハローワーク〉

〈安心・活力・発展プラン2015〉

- ・若年者・女性・高齢者等の就業ニーズに対応した労働参加の促進
- ・UIJターン就職の促進
- ・多様な働き方の普及によるワーク・ライフ・バランスの推進 等

- ① 働き方改革の推進
- ② 多様な人材の活躍促進による産業人材の確保
- ③ 人材の育成

〈全国ネットワークを活かした雇用対策〉

- ・ハローワークによる職業相談・紹介
- ・雇用保険制度の運営
- ・各種助成金による事業主支援
- ・公的職業訓練への誘導 等

共通の
課題と目標

- ・働き方改革推進→共同宣言の4つの目標(長時間労働の是正・年休の取得・男性の育休取得・女性の就業)
- ・人手不足対策 →3年間で県内就職者数18,500人(若年者・女性・シニア)

雇用の分野で県と国が連携した施策を展開

◎働き方改革の推進

- ・求人票に、働き方改革優良企業であることや働きやすい職場のPRを記載
- ・企業の若年者に対する職場情報(年次有給休暇取得日数や所定外労働時間等)の積極的な提供
- ・ユースエールの認定促進及びくるみん取得促進
- ・「ノー残業デー」、「県民ノー残業デー」、「年次有給休暇取得促進期間」等の普及啓発
- ・「働き方改革推進支援センター」の活用促進 等

◎人手不足対策の推進

- ・企業の若年者に対する職場情報(年次有給休暇取得日数や所定外労働時間等)の積極的な提供【再掲】
- ・働きたい女性向け合同企業説明会の開催
- ・シニア世代のための就職面談会の開催
- ・留学生の就職支援の取組を共有する協議会の設置
- ・誘致企業等による企業説明会・面接会の開催
- ・特に人手不足感が強い観光・建設・物流分野を対象とした新たな職業訓練の実施 等

◎障がい者の活躍促進

- ・障がい者雇用率未達成企業へ県・ハローワークが連携して訪問 等

◎県と労働局の連携体制の確保

- ・県と労働局に相互連携窓口を設置
- ・県や労働局が実施する事業やイベントを互いに周知
- ・県と連携して、ハローワーク窓口職員が県内企業へ見学 等

「運営協議会」の開催及び施策の推進のための要請

- 運営協議会を開催し、密に連携する体制を強化。*大分県は、商工労働部雇用労働政策課を中心として参画。労働局は、職業安定部長や雇用環境・均等室長が参画。
- 大分県知事及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するための必要な要請を相互に行うことができる。

➡ 「雇用対策協定」締結により「いきいきと働き地域が輝く活力ある大分県」を目指します。

大分県雇用対策協定

(目的)

第1条 本協定は、大分県（以下「県」という。）と厚生労働省大分労働局（以下「労働局」という。）が、本県産業の持続的な維持・発展と県民誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できる社会の実現に向け、密接に連携して、県内企業の魅力ある職場づくりと多様な人材の活躍を推進する施策を効果的かつ一体的に進めていくことを目的として締結する。

(取組内容)

第2条 県及び労働局は、前条に定める目的を達成するための具体的な取組の内容、実施方法及び数値目標を「大分県雇用対策協定に基づく事業計画」として毎年定め、必要に応じ改定を行うものとする。

(要請)

第3条 大分県知事及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができ、当該要請について誠実かつ速やかに対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、県及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(運営協議会)

第5条 県及び労働局は、本協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための運営協議会を設置するものとする。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

(その他)

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要が生じた場合は、その都度、県及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から施行する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大分県知事及び大分労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

大分県知事

元瀬 勝貞

厚生労働省
大分労働局長

小笠原 清美